

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN
研修会等講師派遣規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CAPセンター・JAPAN(以下「CCJ」という。)の理事会、委員会等及び研修会等派遣の講師に対する旅費及び日当に関する事項を定めることを目的とする。

(旅費)

第2条 旅費は次に掲げるとおりとし、前条に規定した会議等に出席した場合に、支給することとする。

(1)鉄道運賃

主要乗車駅から目的地駅までの座席指定特急券＋普通往復運賃の実費とする。

(2)航空運賃

搭乗空港から目的地空港までの往復運賃の実費とする。

(3)近傍旅費

開催地周辺50km以内 5千円を上限として実費とする。

(4)自家用車

自宅を起点として開催地までの往復の距離に対して 20 円／キロとする。

(5)宿泊費

片道200kmを超える場合は宿泊費を支給することができ、2万円を上限として実費とする。

2 前項に規定する旅費は、前項の規定にかかわらず、理事長の決済を得た場合には、講演会等の講師又はCCJ等が主催する研修会等の講師等を担当する場合においても支給されるものとする。

3 前項の講師とは、原則として、CCJ関係者とする。

(日当)

第3条 前条第2項に規定する研修会等の場合には、10,000 円(税等含まず)の日当を支給することとする。

2 前項の場合に、CCJ以外からの謝金等が存在する場合には、その謝金等の額は、前項の日当の額に含まれるものとする。

3 前条第2項に規定する研修会等の講師派遣の場合に、CCJ以外からの謝金等の額が 10,000 円を超える場合には、当該謝金等は、いったんCCJが受領し、第1項に規定する金額を当該講師に支給するものとする。

4 前条第2項に規定する研修会等の講師派遣の場合に、理事については無報酬とする。ただし、交通費・宿泊費については前条の規定に基づき実費が支給されるものとする。

(補則)

第4条 この規則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。(2021年2月27日理事会決議)